

競漕規則第 62 条（異議申し立て規定）の遵守について

競技委員会

審判委員会

第 62 条 競漕に関し、クルーより審判に対しての異議申し立ては、当該審判、又は審判長が裁決する。
異議はやむを得ない場合を除き、上陸以前にクルーから審判に申し出て、その後直ちにその所属団体の代表者より異議の要旨をしたための文書を提出しなければならない。

上記の条文の遵守を参加クルー（団体）に強く要請し、今後、これによらない異議申し立ては受け付けないことにする。

【理由】

本条はクルー（クルーの所属団体関係者を含む）が、参加した競漕の正当性に対する異議・疑義を訴える手順を示した条文である。要約すると、

①上陸以前にクルーから審判に申し出る（口頭による異議申し立て）。

その後直ちに

②その所属団体の代表者より異議の要旨をしたための文書を提出（文書による異議申し立て）。

となる。

最近、特に戸田コースでの大会において、クルーが水上で異議申し立てを行っていないにもかかわらず、クルーの所属団体関係者が（時には観客が）審判長席にやってきて、激昂した状態で異議を申し立てる、いわゆる“怒鳴りこみ”が頻発している。これは、以下の2つの点で問題である。

- 1) クルーが水上で異議申し立てを行っていないので、クルーは当該競漕を正常であった、と認めている。この場合、第 62 条によって、それ以後の訴求権は認められない。「やむを得ない場合を除き」とあるが、これは悪天候、艇の沈没などの異常事態にあつて「水上での審判への申し出」が物理的に不可能な場合を想定していると解釈できる。
- 2) 審判長席へのクルー関係者の異議申し立てが「文書で」実行されることはほとんどなく、その多くは感情的に激昂した、冷静さを欠く状態でなされている。このような状況では理性的な理解、判断は望めず、いたずらに所属団体と主催者側（審判、競漕委員）との間に不信感が募るだけである。

2020 年東京オリンピックに向けた日本ボート界の国際化の一環として、今後多くの国際大会を日本に誘致する計画である。ボートがメジャースポーツである欧米では、「異議申し立て」は下記の FISA ルールで定められた手順に則って、理性的、紳士的に行われている。

日本においてもこれを見倣い、競漕規則に則った正当な方法で「異議申し立て」を行うべきと考える。日本においてボート競技が健全に発展するよう、全加盟団体の理解と協力を切にお願いしたい。

[参考]FISA ルールで定められた異議申し立ての手順

- 1) レース後、水上でクルーが挙手し、主審に異議（Objection）を申し立てる。
- 2) 主審がその場で裁決する。

- 3) その裁決に不満であれば、クルーは上陸後、代表者の署名のある文書によって審判長に提訴 (Protest) する。その際、クルーは提訴料として 100 スイスフラン (約 11,500 円) を支払う。
- 4) 提訴内容は、異議審査委員会 (審判長+提訴の対象となった審判以外の 2 名の審判) で調査し、文書で裁決結果とその根拠を伝える。クルーの提訴が認められた場合は提訴料が返還され、却下された場合は提訴料は返還されない。(以降省略)

以上